

需要に応じた水稲作付拡大促進事業実施要領

[制定 令和6年3月22日付け令5 農業振興第1423号]

第1 趣旨

この要領は、本県の農業振興を図る上で極めて重要な生産基盤である水田の減少に歯止めをかけるため、水田農業の基幹品目である水稲について、実需者ニーズに柔軟に対応できる生産構造への転換を促進し、生産者と実需者との結びつきによる水稲作付拡大を支援する「需要に応じた水稲作付拡大促進事業（以下「本事業」という。）」の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象となる水稲の範囲

本事業の取組の対象は需要のある水稲とし、計画的な作付拡大や水田フル活用による所得向上を図るため、生産者と実需者との結びつき（出荷団体等を介したものを含む）を基本として販売契約等が締結されているものとする。

第3 事業の内容

- 1 事業種目、事業実施主体及び補助率等は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 補助対象経費は、別表2に掲げるとおりとする。
- 3 事業実施主体は、需要に応じて事業の実施に係る事務を委託することができる。

第4 事業の実施方針等

事業実施主体は、本事業の趣旨に沿って、関係機関及び関係団体との密接な連携を図りつつ、事業を実施するものとする。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度から令和8年度までとする。

第6 成果目標及び目標年度

- 1 事業実施主体は、水稲作付面積の拡大に向け、解決すべき課題に対応した具体的な成果目標を設定し、その成果目標の目標年度までの達成に向け、取組を実施するものとする。
- 2 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第7 事業の実施計画

- 1 事業実施主体は、別に定める事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の実施計画と併せて事業実施計画協議書（別記様式第1号）を知事に提出し、協議するものとする。

なお、別表1の事業種目1のうち農業協同組合以外が事業実施主体となる場合は、所管する農林水産事務所（農業部）及び農林事務所（農業部）（以下、「農林（水産）事務所」という。）を経由して提出し、協議するものとする。

- 3 知事は、別紙の配分基準等を踏まえ1の実施計画を承認した場合は、事業実施主体に通知するとともに、その旨を所管する農林(水産)事務所に通知する。
- 4 本事業の実施計画の重要な変更については次のとおりとし、変更の申請は、1及び2に準じて行うものとする。
 - (1) 事業の廃止
 - (2) 事業実施主体における事業費の3割を超える増又は補助金の増
 - (3) 事業実施主体における事業費又は補助金の3割を超える減

第8 事業の着手

- 1 事業の着手（委託契約の締結を含む。）は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する場合は、事業実施主体は、あらかじめ知事の指導を受けるとともに、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。

なお、別表1の事業種目1のうち農業協同組合以外が事業実施主体となる場合は、所管する農林(水産)事務所経由で知事に提出するものとする。
- 2 1のただし書により交付決定前に着手する場合は、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までに生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 3 知事は、1のただし書による着手について、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるように努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合は、補助金交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第9 事業の推進指導

県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、関係機関及び関係団体の協力を得て、他事業との有機的な連携に配慮しながら、必要に応じ指導・助言を行うものとする。

第10 補助

県は、第3に掲げる事業に要する経費について、毎年度予算の範囲内において、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号）、農業振興対策事業補助金交付要綱（平成18年4月4日平18農業振興第63号山口県農林水産部長通知）に定めるところにより、事業実施主体に対し補助するものとする。

第11 事業の取組成果等の管理運営

事業実施主体は、当該事業による補助を受け、実施または作成等を行った取組成果等について、実施計画に従って適正に管理運営するものとする。

第12 事業の実績報告

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときには、別に定める事業実績報告（以下「実績報告」という。）を作成するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、1の実績報告と併せて、事業実績報告書（別記様式第3号）により知事に報告するものとする。
なお、別表1の事業種目1のうち農業協同組合以外が事業実施主体となる場合は、所管する農林(水産)事務所経由で知事に報告するものとする。

第13 事業の実施状況報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から3年間、当該年度における状況等について、別に定める事業実施状況報告（以下「実施状況報告」という。）を作成するものとする。
- 2 事業実施主体は、翌年度の5月31日までに、1の事業実施状況報告をとりまとめ、事業実施状況報告書（別記様式第4号）により知事に報告するものとする。
なお、別表1の事業種目1のうち農業協同組合以外が事業実施主体となる場合は、所管する農林(水産)事務所経由で知事に報告するものとする。

第14 その他

- 1 事業実施主体及び事業の受益者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については別に定める。

附 則 この要領は、令和6年4月1日より施行する。

2 種子 産地体制 の強化	水稲の作付拡大に欠かせない 優良種子の安定供給に向けた 取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種子生産者で 組織する団体 (受益者3戸 以上) ・ 農業協同組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容が種子 産地の体制強化 に結びつく取組 であること 	1/3以内
---------------------	---	--	---	-------

注) 集落営農法人連合体とは、個別の集落営農法人を活かしながら集落を維持しつつ、複数の集落営農法人等が出資し新たな法人を設立（ただし、既存法人に複数の集落営農法人が出資する場合も含む）し、共同事業に取り組むものであり、農地集積による規模拡大や高収益作物導入等の新規事業の実施により雇用の創出と所得の拡大を図り、主たる従事者（専任従事者）の定着に必要な所得確保を目指す経営計画を有するものとする。

別表 2

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料 費	事業を実施するために直接必要な 会議等を開催する場合の会場費と して支払われる経費	・ 事業実施主体が会議室を所 有している場合は、事業実 施主体の会議室を優先的に 使用すること
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な 郵便代、運送代として支払われる 経費	・ 切手は物品受払簿で管理す ること
	借上費	事業を実施するために直接必要な 農業用機械等の借り上げ経費	・ 交付対象経費は、本事業に 必要な期間に係る経費に限 る
	印刷製本 費	事業を実施するために直接必要な 資料等の印刷にかかる経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な 試作品の開発等に必要の原材料の 経費	・ 原材料は物品受払簿で管理 すること
	資材費	事業を実施するために直接必要な 以下の経費 ・ 作付拡大に必要な種苗、肥料、 農薬等の資材にかかる経費 ・ 販売促進等に用いる資材費	
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要 な会議の出席、技術指導等を行う ための旅費として、依頼した専門 家に支払う経費	
	調査等旅 費	事業を実施するために直接必要な 事業実施主体が行う各種調査等 の実施に必要な旅費	
謝金		事業を実施するために直接必要な 専門的知識の提供等について協力 を得た専門家等に対する謝礼に必 要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠とな る資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び 従事者に対する謝金は認め ない
委託費		本事業の補助目的たる事業の一部 分（例えば、事業の成果の一部を 構成する調査の実施等）を他の者 に委託するために必要な経費	・ 委託を行うに当たっては、 第三者に委託することが必要 かつ合理的・効果的な業 務に限り実施できるものと する

			・補助金の額の 50 %未満とし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、調査、加工、改良等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により実施している又は既に完了している取組の場合
- 2 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 3 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき物品等の購入及びリース・レンタルの場合
- 4 事業の完了時において補助事業に要した経費を確定できない場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。